

## 平成十二年通商産業省令第二百二十二号

使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第二百六十六号）及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）の規定に基づき、並びに同法の規定を実施するため、使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則を次のように定める。

### （定義）

第一条 この規則において使用する用語は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 「放射線」とは、原子力基本法（昭和三十年法律第二百八十六号）第三条第五号に規定する放射線又は一メガ電子ボルト未満のエネルギーを有する電子線若しくはエックス線であつて、自然放射線以外のものをいう。
- 二 「管理区域」とは、使用済燃料貯蔵施設の場所であつて、その場所における外部放射線に係る線量が原子力規制委員会の定める線量を超えて、空気中の放射性物質（空気又は水のうち自然に含まれている放射性物質を除く。以下同じ。）の濃度が原子力規制委員会の定める濃度を超える、又は放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度が原子力規制委員会の定める密度を超えるおそれのあるものをいう。
- 三 「周辺監視区域」とは、管理区域の周辺の区域であつて、当該区域の外側のいかなる場所においてもその場所における線量が原子力規制委員会の定める線量限度を超えるおそれのないものをいう。
- 四 「放射線業務従事者」とは、使用済燃料の貯蔵、使用済燃料貯蔵施設の保全、使用済燃料又は使用済燃料によつて汚染された物（以下「使用済燃料等」という。）の運搬又は保管、使用済燃料によつて汚染された物の廃棄又は汚染の除去等の業務に從事する者であつて、管理区域に立ち入るものである。
- 五 「放射性廃棄物」とは、使用済燃料によつて汚染された物で廃棄しようとするものである。

六 「保安活動」とは、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和二年原子力規制委員会規則第二号。以下「品質管理基準規則」という。）第二条第一項第一号に規定する保安活動をいう。

七 「品質マネジメントシステム」とは、品質管理基準規則第二条第一項第四号に規定する品質マネジメントシステムをいう。

八 「廃止措置対象施設」とは、法第四十三条の二十七第二項の認可を受けた廃止措置計画（同条第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項又は第五項の規定による認め又は届出があつたときは、その変更後のもの）に係る廃止措置の対象となる使用済燃料貯蔵施設をいう。

九 「設計想定事象」とは、次に掲げる事象であつて、使用済燃料貯蔵施設の設計において発生を想定しているものをいう。

（イ）自然現象

（ロ）使用済燃料貯蔵施設を設置する事業所内

又はその周辺における使用済燃料貯蔵施設

の安全性を損なわせる原因となるおそれがあ

る原因となるおそれがある事象

（ヨリ）によるものを除く。）

ハ 「使用済燃料貯蔵施設内における火災その他の使用済燃料貯蔵施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象

（イ）自然現象

（ロ）使用済燃料貯蔵施設を設置する事業所内

又はその周辺における使用済燃料貯蔵施設

の安全性を損なわせる原因となるおそれがあ

る原因となるおそれがある事象

（ヨリ）によるものを除く。）

（イ）自然現象

（ロ）使用済燃料の貯蔵の方法の概要

（ア）使用済燃料の貯蔵の手順を示す工程図

（イ）法第四十三条の四第二項第五号の使用済燃

料貯蔵施設の工事計画については、工事の順

序及び日程を記載すること。

（イ）構造

（ア）法第四十三条の四第二項第六号の貯蔵の終

了後における使用済燃料の搬出の方法につい

ては、返還等の相手方及びその方法を記載す

ること。

（イ）構造

（ア）法第四十三条の四第二項第七号の使用済燃

料貯蔵施設の保安のための業務に係る品質管

理に必要な体制の整備に関する事項について

は、保安活動の計画、実施、評価及び改善に

関する事項を記載すること。

（イ）構造

（ア）法第四十三条の四第二項第八号の貯蔵の終

了後における使用済燃料の搬出の方法につい

ては、返還等の相手方及びその方法を記載す

ること。

（イ）構造

（ア）法第四十三条の四第二項第九号の貯蔵の終

了後における使用済燃料の搬出の方法につい

ては、返還等の相手方及びその方法を記載す

ること。

（イ）構造

（ア）法第四十三条の四第二項第十号の貯蔵の終

了後における使用済燃料の搬出の方法につい

ては、返還等の相手方及びその方法を記載す

ること。

（イ）構造

（ア）法第四十三条の四第二項第十一号の貯蔵の終

了後における使用済燃料の搬出の方法につい

ては、返還等の相手方及びその方法を記載す

ること。

（イ）構造

（ア）法第四十三条の四第二項第十二号の貯蔵の終

了後における使用済燃料の搬出の方法につい

ては、返還等の相手方及びその方法を記載す

ること。

（イ）構造

（ア）法第四十三条の四第二項第十三号の貯蔵の終

了後における使用済燃料の搬出の方法につい

ては、返還等の相手方及びその方法を記載す

ること。

（イ）構造

（ア）法第四十三条の四第二項第十四号の貯蔵の終

了後における使用済燃料の搬出の方法につい

ては、返還等の相手方及びその方法を記載す

ること。

（イ）構造

（ア）法第四十三条の四第二項第十五号の貯蔵の終

了後における使用済燃料の搬出の方法につい

ては、返還等の相手方及びその方法を記載す

ること。

（イ）構造

（ア）法第四十三条の四第二項第十六号の貯蔵の終

了後における使用済燃料の搬出の方法につい

ては、返還等の相手方及びその方法を記載す

ること。

（イ）構造

（ア）法第四十三条の四第二項第十七号の貯蔵の終

了後における使用済燃料の搬出の方法につい

ては、返還等の相手方及びその方法を記載す

ること。

（イ）構造

（ア）法第四十三条の四第二項第十八号の貯蔵の終

了後における使用済燃料の搬出の方法につい

ては、返還等の相手方及びその方法を記載す

ること。

（イ）構造

（ア）法第四十三条の四第二項第十九号の貯蔵の終

了後における使用済燃料の搬出の方法につい

ては、返還等の相手方及びその方法を記載す

ること。

（イ）構造

（ア）法第四十三条の四第二項第二十号の貯蔵の終

了後における使用済燃料の搬出の方法につい

ては、返還等の相手方及びその方法を記載す

ること。

（イ）構造

（ア）法第四十三条の四第二項第二十一号の貯蔵の終

了後における使用済燃料の搬出の方法につい

ては、返還等の相手方及びその方法を記載す

ること。

（イ）構造

（ア）法第四十三条の四第二項第二十二号の貯蔵の終

了後における使用済燃料の搬出の方法につい

ては、返還等の相手方及びその方法を記載す

ること。

（イ）構造

（ア）法第四十三条の四第二項第二十三号の貯蔵の終

了後における使用済燃料の搬出の方法につい

ては、返還等の相手方及びその方法を記載す

ること。

（イ）構造

（ア）法第四十三条の四第二項第二十四号の貯蔵の終

了後における使用済燃料の搬出の方法につい

ては、返還等の相手方及びその方法を記載す

ること。

（イ）構造

（ア）法第四十三条の四第二項第二十五号の貯蔵の終

了後における使用済燃料の搬出の方法につい

ては、返還等の相手方及びその方法を記載す

ること。

（イ）構造

（ア）法第四十三条の四第二項第二十六号の貯蔵の終

了後における使用済燃料の搬出の方法につい

ては、返還等の相手方及びその方法を記載す

ること。

（イ）構造

（ア）法第四十三条の四第二項第二十七号の貯蔵の終

了後における使用済燃料の搬出の方法につい

ては、返還等の相手方及びその方法を記載す

ること。

（イ）構造

（ア）法第四十三条の四第二項第二十八号の貯蔵の終

了後における使用済燃料の搬出の方法につい

ては、返還等の相手方及びその方法を記載す

ること。

（イ）構造

（ア）法第四十三条の四第二項第二十九号の貯蔵の終

了後における使用済燃料の搬出の方法につい

ては、返還等の相手方及びその方法を記載す

ること。

（イ）構造

（ア）法第四十三条の四第二項第三十号の貯蔵の終

了後における使用済燃料の搬出の方法につい

ては、返還等の相手方及びその方法を記載す

ること。

（イ）構造

（ア）法第四十三条の四第二項第三十一号の貯蔵の終

了後における使用済燃料の搬出の方法につい

ては、返還等の相手方及びその方法を記載す

ること。

（イ）構造

（ア）法第四十三条の四第二項第三十二号の貯蔵の終

了後における使用済燃料の搬出の方法につい

ては、返還等の相手方及びその方法を記載す

ること。

（イ）構造

（ア）法第四十三条の四第二項第三十三号の貯蔵の終

了後における使用済燃料の搬出の方法につい

ては、返還等の相手方及びその方法を記載す

ること。

（イ）構造

（ア）法第四十三条の四第二項第三十四号の貯蔵の終

了後における使用済燃料の搬出の方法につい

ては、返還等の相手方及びその方法を記載す

ること。

（イ）構造

（ア）法第四十三条の四第二項第三十五号の貯蔵の終

了後における使用済燃料の搬出の方法につい

ては、返還等の相手方及びその方法を記載す

ること。

（イ）構造

（ア）法第四十三条の四第二項第三十六号の貯蔵の終

了後における使用済燃料の搬出の方法につい

ては、返還等の相手方及びその方法を記載す

ること。

（イ）構造

（ア）法第四十三条の四第二項第三十七号の貯蔵の終

了後における使用済燃料の搬出の方法につい

ては、返還等の相手方及びその方法を記載す

ること。

（イ）構造

（ア）法第四十三条の四第二項第三十八号の貯蔵の終

了後における使用済燃料の搬出の方法につい

ては、返還等の相手方及びその方法を記載す

ること。

（イ）構造

（ア）法第四十三条の四第二項第三十九号の貯蔵の終

了後における使用済燃料の搬出の方法につい

ては、返還等の相手方及びその方法を記載す

ること。

（イ）構造

（ア）法第四十三条の四第二項第四十号の貯蔵の終

了後における使用済燃料の搬出の方法につい

ては、返還等の相手方及びその方法を記載す

ること。

（イ）構造

（ア）法第四十三条の四第二項第四十一号の貯蔵の終

了後における使用済燃料の搬出の方法につい

ては、返還等の相手方及びその方法を記載す

ること。

（イ）構造

（ア）法第四十三条の四第二項第四十二号の貯蔵の終

了後における使用済燃料の搬出の方法につい

ては、返還等の相手方及びその方法を記載す

ること。

（イ）構造

（ア）法第四十三条の四第二項第四十三号の貯蔵の終

了後における使用済燃料の搬出の方法につい

ホ その他使用済燃料の貯蔵の事業に関する  
経理的基礎を有することを明らかにする  
事項

三 次の事項を記載した使用済燃料の貯蔵に関する技術的能力に関する説明書  
イ 特許権その他の技術に関する権利若しくは特別の技術による使用済燃料の貯蔵の方  
法又はこれらに準ずるもの概要

四 ロ 主たる技術者の履歴  
ハ その他使用済燃料の貯蔵に関する技術的  
能力に関する事項

四 使用済燃料貯蔵施設を設置しようとする場  
所における気象、地盤、水理、地震、社会環  
境等の状況に関する説明書

五 使用済燃料貯蔵施設を設置しようとする場  
所の中心から五キロメートル以内の地域を含  
む縮尺五万分の一の地図

六 使用済燃料貯蔵施設の安全設計に関する説  
明書（主要な設備の配置図を含む。）

七 使用済燃料等による放射線の被ばく管理及  
び放射性廃棄物の廃棄に関する説明書

八 使用済燃料貯蔵施設の操作上の過失、機械  
又は装置の故障、浸水、地震、火災、爆発等  
があつた場合に発生すると想定される使用済  
燃料貯蔵施設の事故の種類、程度、影響等に  
関する説明書

九 使用済燃料貯蔵施設の保安のための業務に  
係る品質管理に必要な体制の整備に関する説  
明書

十 現に事業を行っている場合にあつては、そ  
の事業の概要に関する説明書

十一 法人には、定款、役員の氏名及び履歴、登記事項証明書並びに最近の財産目  
録、貸借対照表及び損益計算書

十二 法第四十三条の四第一項の許可を受けようとする者（法人にあつては、その業務を行う役員）に係る精神の機能の障害に関する医師の診断書

十三 第一項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。

十四 法第四十三条の四第一項の許可を受けようとする者が法人である場合であつて、原子力規制委員会がその役員の職務内容から判断して業務に支障がないと認めたときは、第二項第十二号に掲げる診断書に代えて該役員が法第四十三条の六第三号に該当しないことを疎明する書類を提出することができる。

**第二条の二** 法第四十三条の六第三号の原子力規制委員会規則で定める者は、精神の機能の障害により、業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。  
**（変更の許可の申請）**

第三条 令第二十三条の変更の許可の申請書の記載については、次に掲げるところによるものとする。

一 令第二十三条第三号の変更の内容について  
は、法第四十三条の四第二項第三号の貯蔵能  
力の変更に係る場合には貯蔵する使  
用済燃料の種類ごとの最大貯蔵能力を記載し、  
同項第四号の使用済燃料貯蔵施設の位置、構  
造及び設備の変更に係る場合には第二  
条第一項第二号に掲げる区分によつて記載し、法第  
四十三条の四第二項第六号の貯蔵の終了後に  
し、法第四十三条の四第二項第四号の貯蔵の  
方法の変更に係る場合には第二条第一  
項第三号に掲げる区分によつて記載し、法第  
四十三条の四第二項第六号の貯蔵の終了後に  
おける使用済燃料の搬出の方法の変更に係る  
場合には、その返還等の相手方及びその  
方法を記載し、同項第七号の使用済燃料貯  
蔵施設の保安のための業務に係る品質管理に必  
要な体制の整備に関する事項の変更に係る場  
合にあつては第二条第一項第六号に規定する  
事項を記載すること。

二 令第二十三条第五号の工事計画について  
は、工事の順序及び日程を記載すること。

三 法第四十三条の四第二項第二号から第四号ま  
で又は第七号に掲げる事項の変更に係る令第二  
十三条の許可の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 変更後における使用済燃料の貯蔵の事業の  
目的に関する説明書

二 次の事項を記載した事業計画書

イ 変更に係る使用済燃料貯蔵施設による使  
用済燃料の貯蔵の事業の開始の予定時期  
類別の予定受払量

ハ 変更に係る使用済燃料貯蔵施設による使  
用済燃料の貯蔵の事業の開始の日以後五年  
内日のを含む毎事業年度の使用済燃料の種  
類別の予定受払量

ロ 変更に係る使用済燃料貯蔵施設による使  
用済燃料の貯蔵の事業の開始の日以後五年  
内日のを含む毎事業年度の使用済燃料の種  
類別の予定受払量

二 変更に係る使用済燃料貯蔵施設による使  
用済燃料の貯蔵の事業の開始の日以後五年  
内日のを含む毎事業年度の使用済燃料の種  
類別の予定受払量

ハ 変更に係る使用済燃料貯蔵施設による使  
用済燃料の貯蔵の事業の開始の日以後五年  
内日のを含む毎事業年度の使用済燃料の種  
類別の予定受払量

**（法第四十三条の六第六項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、次条第一項第三号に掲げる事項の変更を伴う場合以外の場合とする。）**

三 次の事項を記載した変更に係る使用済燃料の貯蔵の事業に関する経理的基礎を有することを明瞭にする事項

ホ その他変更後における使用済燃料の貯蔵の方法又はこれらに準ずるもの概要

イ 変更に係る主たる技術者の履歴

ハ その他変更後における使用済燃料の貯蔵の方法又はこれらに準ずるもの概要

ロ 変更に係る他の変更後における使用済燃料の貯蔵の方法に関する技術的能力に関する事項

ハ その他変更に係る使用済燃料貯蔵施設の場所の中から五キロメートル以内の地域を含む縮尺五万分の一の地図

六 変更後における使用済燃料貯蔵施設の安全  
設計に関する説明書（主要な設備の配置図を  
含む。）

七 変更後における使用済燃料貯蔵施設の操作  
上の過失、機械又は装置の故障、浸水、地  
震、火災、爆発等があつた場合に発生すると  
想定される使用済燃料貯蔵施設の事故の種  
類、程度、影響等に関する説明書

八 変更後における使用済燃料貯蔵施設の保安  
のための業務に係る品質管理に必要な体制の  
整備に関する説明書

九 変更後における使用済燃料貯蔵施設の保安  
のための業務に係る品質管理に必要な体制の  
整備に関する説明書

一 変更後における使用済燃料の貯蔵の事業の  
目的に関する説明書

二 次の事項を記載した事業計画書

イ 変更に係る使用済燃料貯蔵施設による使  
用済燃料の貯蔵の事業の開始の予定時期  
類別の予定受払量

ハ 変更に係る使用済燃料貯蔵施設による使  
用済燃料の貯蔵の事業の開始の日以後五年  
内日のを含む毎事業年度の使用済燃料の種  
類別の予定受払量

**第三条の二** 法第四十三条の八第一項の原子力規制委員会規則で定める工事は、変更の工事であつて、次条第一項第三号に掲げる事項の変更を伴う工事以外の工事とする。

二 法第四十三条の八第二項ただし書の原子力規制委員会規則で定める軽微な変更は、設備又は機器の配置の変更であつて、同条第一項又は第二項の認可を受けたところによる放射線遮蔽物の側壁における線量当量率の値を大きくしないものその他使用済燃料貯蔵施設の保全上支障のない変更とする。

三 設計及び工事の計画の全部につき一時に法第四十三条の八第一項の規定による認可を申請するものが、当該申請に係る設計及び工事の計画が技術基準に適合していることを説明した書類その他の当該申請に係る設計及び工事の計画が技術基準に適合していることを説明した書類に係る設計及び工事の計画が法第四十三条の四第一項若しくは第四十三条の七第一項の許可を受けたところによつて、同条第二項の規定により届け出たところによるものであることを説明した書類並びに当該申請に係る設計及び工事の計画が法第四十三条の十の技術上の基準（以下「技術基準」という。）に適合していることを計算によつて説明した書類その他の当該申請に係る設計及び工事の計画が技術基準に適合していることを説明した書類添付しなければならない。

四 設計及び工事の計画の全部につき一時に法第四十三条の八第一項の規定による認可を申請することができるときは、その理由を付し、分割して認可を申請することができる。

五 第一項の申請書の提出部数は、正本一通とす

## (変更の認可の申請)

**第五条** 法第四十三条の八第二項の規定により、認可を受けた使用済燃料貯蔵施設に関する設計及び工事の計画について変更の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 工事を行う事業所の名称及び所在地

三 変更に係る前条第一項第三号に掲げる区分による使用済燃料貯蔵施設に関する設計及び工事の方法

四 変更に係る前条第一項第四号に掲げる工事

五 変更に係る前条第一項第五号に掲げる設計及び工事に係る品質マネジメントシステム

六 変更の理由

七 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 変更に係る設計及び工事の計画が法第四十三条の四第一項若しくは第四十三条の七第一項の許可を受けたところ又は同条第二項の規定により届け出たところによるものであることを説明した書類

二 変更に係る設計及び工事の計画が技術基準に適合していることを計算によって説明した書類その他の当該申請に係る設計及び工事の計画が技術基準に適合していることを説明した書類

三 第一項の申請書の提出部数は、正本一通とする。

## (設計及び工事の計画に係る軽微な変更の届出)

**第六条** 法第四十二条の八第六項の規定による届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 変更に係る使用済燃料貯蔵施設の概要

三 法第四十三条の八第一項又は第二項の認可年月日及び認可番号

四 変更の内容

五 変更の理由

六 前項の届出書の提出部数は、正本一通とする。

## (使用前事業者検査の実施)

**第六条の二** 使用前事業者検査は、次に掲げる方

法により行うものとする。

## 一 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法

## 二 使用済燃料貯蔵施設の設置又は変更の工事に係る事業所の名称及び所在地

## 三 申請に係る使用済燃料貯蔵施設の概要

## 四 法第四十三条の八第一項又は第二項の認可年月日及び認可番号

## 五 使用前確認を受けようとする使用前事業者を確認するために十分な方法

## 三 その他設備又は変更の工事がその設計及び工事の計画に従つて行われたものであること

## 四 工事の計画に定めた検査実施要領書を定めるものとす

## 五 使用前確認を受けようとする使用前事業者を確認するために十分な方法

## 三 かじめ、検査の時期、対象、方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定めるものとす

## 四 次に掲げる事項を記載するものとする。

## 五 使用前事業者検査を行つて、あら

## 六 申請に係る使用済燃料貯蔵施設の使用の開始の予定期

## 七 使用済燃料貯蔵施設を核燃料物質を用いた試験のために使用するとき又は使用済燃料貯蔵施設の一部が完成した場合であつてその完成した部分を使用しなければならない特別の理由があるときには、その使用の期間及び方法

## 八 検査の実施に係る組織

## 九 検査において役務を供給する事業者があるときは、その内容

## 十 検査記録の管理に関する事項

## 十一 検査に係る教育訓練に関する事項

## 十二 検査において役務を供給する事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項

## 十三 検査記録の管理に関する事項

## 十四 検査記録の管理に関する事項

## 十五 検査記録の管理に関する事項

## 十六 申請に係る使用済燃料貯蔵施設の使用の開始の予定期

## 十七 使用済燃料貯蔵施設を核燃料物質を用いた試験のために使用するとき又は使用済燃料貯蔵施設の一部が完成した場合であつてその完成した部分を使用しなければならない特別の理由があるときには、その使用の期間及び方法

## 十八 検査の実施に係る組織

## 十九 検査において役務を供給する事業者があるときは、その内容

## 二十 検査記録の管理に関する事項

## 二十一 検査記録の管理に関する事項

## 二十二 検査記録の管理に関する事項

## 二十三 検査記録の管理に関する事項

## 二十四 検査記録の管理に関する事項

## 二十五 検査記録の管理に関する事項

## 二十六 検査記録の管理に関する事項

## 二十七 検査記録の管理に関する事項

## 二十八 検査記録の管理に関する事項

## 二十九 検査記録の管理に関する事項

## 三十 検査記録の管理に関する事項

## 三十一 検査記録の管理に関する事項

## 三十二 検査記録の管理に関する事項

## 三十三 検査記録の管理に関する事項

## 三十四 検査記録の管理に関する事項

## 三十五 検査記録の管理に関する事項

## 三十六 検査記録の管理に関する事項

## 三十七 検査記録の管理に関する事項

## 三十八 検査記録の管理に関する事項

## 三十九 検査記録の管理に関する事項

## 四十 検査記録の管理に関する事項

## 四十一 検査記録の管理に関する事項

## 四十二 検査記録の管理に関する事項

## 四十三 検査記録の管理に関する事項

## 四十四 検査記録の管理に関する事項

## 四十五 検査記録の管理に関する事項

## 四十六 検査記録の管理に関する事項

## 四十七 検査記録の管理に関する事項

## 四十八 検査記録の管理に関する事項

## 四十九 検査記録の管理に関する事項

## 五十 検査記録の管理に関する事項

## 五十一 検査記録の管理に関する事項

## 五十二 検査記録の管理に関する事項

## 五十三 検査記録の管理に関する事項

## 五十四 検査記録の管理に関する事項

## 五十五 検査記録の管理に関する事項

## 五十六 検査記録の管理に関する事項

## 五十七 検査記録の管理に関する事項

## 五十八 検査記録の管理に関する事項

## 五十九 検査記録の管理に関する事項

## 六十 検査記録の管理に関する事項

## 六十一 検査記録の管理に関する事項

## 六十二 検査記録の管理に関する事項

## 六十三 検査記録の管理に関する事項

## 六十四 検査記録の管理に関する事項

## 六十五 検査記録の管理に関する事項

## 六十六 検査記録の管理に関する事項

## 六十七 検査記録の管理に関する事項

## 六十八 検査記録の管理に関する事項

## 六十九 検査記録の管理に関する事項

## 七十 検査記録の管理に関する事項

## 七十一 検査記録の管理に関する事項

## 七十二 検査記録の管理に関する事項

## 七十三 検査記録の管理に関する事項

## 七十四 検査記録の管理に関する事項

## 七十五 検査記録の管理に関する事項

## 七十六 検査記録の管理に関する事項

## 七十七 検査記録の管理に関する事項

## 七十八 検査記録の管理に関する事項

## 七十九 検査記録の管理に関する事項

## 八十 検査記録の管理に関する事項

## 八十一 検査記録の管理に関する事項

## 八十二 検査記録の管理に関する事項

## 八十三 検査記録の管理に関する事項

## 八十四 検査記録の管理に関する事項

## 八十五 検査記録の管理に関する事項

## 八十六 検査記録の管理に関する事項

## 八十七 検査記録の管理に関する事項

## 八十八 検査記録の管理に関する事項

## 八十九 検査記録の管理に関する事項

## 九十 検査記録の管理に関する事項

## 九十一 検査記録の管理に関する事項

## 九十二 検査記録の管理に関する事項

## 九十三 検査記録の管理に関する事項

## 九十四 検査記録の管理に関する事項

## 九十五 検査記録の管理に関する事項

## 九十六 検査記録の管理に関する事項

## 九十七 検査記録の管理に関する事項

## 九十八 検査記録の管理に関する事項

## 九十九 検査記録の管理に関する事項

## 一百 検査記録の管理に関する事項

## 一百一 検査記録の管理に関する事項

## 一百二 検査記録の管理に関する事項

## 一百三 検査記録の管理に関する事項

## 一百四 検査記録の管理に関する事項

## 一百五 検査記録の管理に関する事項

## 一百六 検査記録の管理に関する事項

## 一百七 検査記録の管理に関する事項

## 一百八 検査記録の管理に関する事項

## 一百九 検査記録の管理に関する事項

## 一百二十 検査記録の管理に関する事項

## 一百二十一 検査記録の管理に関する事項

## 一百二十二 検査記録の管理に関する事項

## 一百二十三 検査記録の管理に関する事項

## 一百二十四 検査記録の管理に関する事項

## 一百二十五 検査記録の管理に関する事項

## 一百二十六 検査記録の管理に関する事項

## 一百二十七 検査記録の管理に関する事項

## 一百二十八 検査記録の管理に関する事項

## 一百二十九 検査記録の管理に関する事項

## 一百三十 検査記録の管理に関する事項

## 一百三十一 検査記録の管理に関する事項

## 一百三十二 検査記録の管理に関する事項

## 一百三十三 検査記録の管理に関する事項

## 一百三十四 検査記録の管理に関する事項

## 一百三十五 検査記録の管理に関する事項

## 一百三十六 検査記録の管理に関する事項

## 一百三十七 検査記録の管理に関する事項

## 一百三十八 検査記録の管理に関する事項

## 一百三十九 検査記録の管理に関する事項

## 一百四十 検査記録の管理に関する事項

## 一百四十一 検査記録の管理に関する事項

## 一百四十二 検査記録の管理に関する事項

&lt;/

二 定期事業者検査の都度、技術基準に適合するよう補修、取替え等の措置を講ずる必要のあるもの

三 次のいずれかに掲げるもの

イ 計測装置であつてその台数について冗長性をもつて設置されているもの、ポンプ又はフィルターであつて予備のものが設置されているもののその他機械又は器具であつて使用済燃料貯蔵施設の使用時において技術基準に適合するよう補修、取替え等の措置を講ずることが可能であるもの

ロ 使用済燃料貯蔵施設の使用時にその機械又は器具を検査することにより使用済燃料貯蔵施設の保安の確保に支障を来さないもの

四 使用済燃料貯蔵施設についての次条第一項各号及び第二項に規定する方法による定期事業者検査であつて、当該定期事業者検査を行うことにより使用済燃料貯蔵施設の使用時における使用済燃料貯蔵施設の保安の確保に支障を来さないものにあつては、第一項の規定にかかると同様に規定する時期よりも前の時期に行うことができる。

5 次に掲げる場合にあつては、第一項の規定にかかると同様に規定する方法による定期事業者検査を行ふものとする。

一 災害その他非常の場合において、第一項に規定する時期に定期事業者検査を行うべき時期を定めて承認したとき。

二 災害その他非常の場合において、第一項に規定する時期に定期事業者検査を行うべき時期を定めて承認したとき。

三 直近の定期事業者検査が終了した年月日は、その代表者の氏名

二 使用済燃料貯蔵施設を設置した事業所の名称及び所在地

四 定期事業者検査開始希望年月日及びその理由

前項の申請書には、申請に係る使用済燃料貯蔵施設の使用の状況を記載した書類を添付しな

ければならない。ただし、当該申請が第四項第二号の承認に係る場合には、当該書類を添付することを要しない。

第五項の申請書の提出部数は、正本一通とする。

第六項 第定期事業者検査は、次に掲げる方法により行うものとする。

一 開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗及び異常の発生状況を確認するために十分な方法

二 試験操作その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法

三 前項に規定するもののほか、定期事業者検査は、一定の期間を設定し、当該使用済燃料貯蔵施設がその期間が満了するまでの間技術基準に適合している状態を維持するかどうかを判定する方法で行うものとする。

四 前項の一定の期間は、次に掲げる事項を考慮して設定しなければならない。

一 使用済燃料貯蔵施設におけるこれまでの点検、検査又は取替えの結果から示される有意な劣化の有無及び有意な劣化がある場合にはその劣化の傾向

二 使用済燃料貯蔵施設の耐久性に関する研究の成果その他の研究の成果

三 使用済燃料貯蔵施設に類似する機械又は器具の使用実績(当該使用済燃料貯蔵施設との材料及び使用環境の相違を踏まえたものに限る)。

5 第二項の一定の期間は、十二月以上としなければならない。

四 第二項の一定の期間は、定期事業者検査を開始する日の三月前までに設定しなければならない。これに変更しようとするときも同様とする。ただし、同項の一定の期間を短縮する場合については、この限りでない。

五 第二項の一定の期間は、定期事業者検査を開始する日の三月前までに設定しなければならない。これに変更しようとするときも同様とする。ただし、同項の一定の期間を短縮する場合については、この限りでない。

六 第二項の一定の期間は、定期事業者検査を行ふに当たっては、あらかじめ、検査の時期、対象、方法その他の必要な事項を定めた検査実施要領書を定めるものとする。

(定期事業者検査の記録)

第七項 第定期事業者検査の結果の記録は、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 検査年月日

二 検査の対象

三 検査の方法

四 第十三条 定期事業者検査の実施

第五項 第定期事業者検査は、次に掲げる方法により行うものとする。

一 開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗及び異常の発生状況を確認するために十分な方法

二 試験操作その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法

三 前項に規定するもののほか、定期事業者検査は、一定の期間を設定し、当該使用済燃料貯蔵施設がその期間が満了するまでの間技術基準に適合している状態を維持するかどうかを判定する方法で行うものとする。

四 前項の一定の期間は、次に掲げる事項を考慮して設定しなければならない。

一 使用済燃料貯蔵施設におけるこれまでの点検、検査又は取替えの結果から示される有意な劣化の有無及び有意な劣化がある場合にはその劣化の傾向

二 使用済燃料貯蔵施設の耐久性に関する研究の成果その他の研究の成果

三 使用済燃料貯蔵施設に類似する機械又は器具の使用実績(当該使用済燃料貯蔵施設との材料及び使用環境の相違を踏まえたものに限る)。

5 第二項の一定の期間は、十二月以上としなければならない。

四 第二項の一定の期間は、定期事業者検査を開始する日の三月前までに設定しなければならない。これに変更しようとするときも同様とする。ただし、同項の一定の期間を短縮する場合については、この限りでない。

五 第二項の一定の期間は、定期事業者検査を行ふに当たっては、あらかじめ、検査の時期、対象、方法その他の必要な事項を定めた検査実施要領書を定めるものとする。

(定期事業者検査の記録)

第七項 第定期事業者検査の結果の記録は、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 検査年月日

二 検査の対象

三 検査の方法

四 第十六条 法第四十三条の十一第一項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、廃止措置対象施設に第四十三条の三の二第九号の性能維持施設が存在する場合とする。

(定期事業者検査の報告)

第五項 第法第四十三条の十一第三項の原子力規制委員会規則で定めるときは、定期事業者検査(第十二条第三項の規定を適用して行うものを除く)を開始しようとするときとする。

六 第前回の定期事業者検査において提出した前三号に掲げる事項を説明する書類の内容に変更があった場合にあっては、その変更の内容を説明する書類

七 前回の定期事業者検査において提出した第二号又は第三号に掲げる事項について評価を行い、当該事項を変更した場合にあっては、その評価の結果を記載した書類

八 第十三条第二項に規定する判断する方法に關すること(一定の期間を含む)。

九 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項

十 検査記録の管理に関する事項

一一 検査に係る教育訓練に関する事項

一二 定期事業者検査の結果の記録は、その使用済燃料貯蔵施設が廃棄された後五年が経過するまでの間保存するものとする。

(定期事業者検査の報告)

第十六条 法第四十三条の十一第三項の報告を行おうとする者は、定期事業者検査が終了したときにおいて提出した第二号又は第三号に掲げる事項について評価を行は、定期事業者検査が終了したときにおいて提出した第二号又は第三号に掲げる事項について評価を行は、定期の期間に係るものに限る)に変更があつた場合にあっては、第十三条第三項各号に掲げる事項について記載した書類

二 前回の定期事業者検査において提出した第二号又は第三号に掲げる事項について評価を行は、定期の期間に係るものに限る)に変更があつた場合にあっては、第十三条第三項各号に掲げる事項について記載した書類

三 前回の定期事業者検査において提出した第二号又は第三号に掲げる事項について評価を行は、定期の期間に係るものに限る)に変更があつた場合にあっては、第十三条第三項各号に掲げる事項について記載した書類

四 前回の定期事業者検査において提出した第二号又は第三号に掲げる事項について評価を行は、定期の期間に係るものに限る)に変更があつた場合にあっては、第十三条第三項各号に掲げる事項について記載した書類

五 前回の定期事業者検査において提出した第二号又は第三号に掲げる事項について評価を行は、定期の期間に係るものに限る)に変更があつた場合にあっては、第十三条第三項各号に掲げる事項について記載した書類

六 前回の定期事業者検査において提出した第二号又は第三号に掲げる事項について評価を行は、定期の期間に係るものに限る)に変更があつた場合にあっては、第十三条第三項各号に掲げる事項について記載した書類

七 前回の定期事業者検査において提出した第二号又は第三号に掲げる事項について評価を行は、定期の期間に係るものに限る)に変更があつた場合にあっては、第十三条第三項各号に掲げる事項について記載した書類

八 第二項の一定の期間は、定期事業者検査を行ふに当たっては、あらかじめ、検査の時期、対象、方法その他の必要な事項を定めた検査実施要領書を定めるものとする。

(定期事業者検査の記録)

第七項 第定期事業者検査の結果の記録は、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 検査年月日

二 検査の対象

三 検査の方法

四 第十七条から第二十二条まで 削除

五 第二十三条 法第四十三条の十三の規定による使用済燃料貯蔵施設の貯蔵計画は、使用済燃料貯蔵設備ごとに、様式第一により作成するものとされなければならない。

六 第二項の報告書及び前二項の書類の提出部数は、正本一通とする。

(貯蔵計画)

第七項 第二項の一定の期間は、定期事業者検査を行ふに当たっては、あらかじめ、検査の時期、対象、方法その他の必要な事項を定めた検査実施要領書を定めるものとする。

一 定期事業者検査の計画

二 使用済燃料貯蔵施設及び第二十三条第一項の施設管理の重要度が高い系統について定量的に定める同項第三号の施設管理目標

三 第三十三条 第定期事業者検査の実施

四 第三十三条 第定期事業者検査は、次に掲げる方法により行うものとする。

一 開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗及び異常の発生状況を確認するために十分な方法

二 試験操作その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法

三 前項に規定するもののほか、定期事業者検査は、一定の期間を設定し、当該使用済燃料貯蔵施設がその期間が満了するまでの間技術基準に適合している状態を維持するかどうかを判定する方法で行うものとする。

四 前項の一定の期間は、次に掲げる事項を考慮して設定しなければならない。

一 使用済燃料貯蔵施設におけるこれまでの点検、検査又は取替えの結果から示される有意な劣化の有無及び有意な劣化がある場合にはその劣化の傾向

二 使用済燃料貯蔵施設の耐久性に関する研究の成果その他の研究の成果

三 使用済燃料貯蔵施設に類似する機械又は器具の使用実績(当該使用済燃料貯蔵施設との材料及び使用環境の相違を踏まえたものに限る)。

五 第二項の一定の期間は、十二月以上としなければならない。

六 第二項の一定の期間は、定期事業者検査を行ふに当たっては、あらかじめ、検査の時期、対象、方法その他の必要な事項を定めた検査実施要領書を定めるものとする。

(定期事業者検査の記録)

第七項 第定期事業者検査の結果の記録は、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 検査年月日

二 検査の対象

三 検査の方法

の前年度の一月三十一日までに届け出るものとする。

貯蔵の事業の全部を承継する法人の定款並びに役員となるべき者の氏名及び履歴

2 前項の規定にかかわらず、当該年度の前年度の二月一日から当該年度の三月三十日までに

五 前号に規定する法人が法第四十三条の六第一号、第二号又は第四号のいずれにも該当し

法第四十三条の四第一項の規定による許可又は法第四十三条の七第一項の規定による変更の許可を受け、その期間内に貯蔵を開始する場合については、許可を受けた後速やかに届け出るものとする。

六 合併後存続する法人若しくは合併によつて設立される法人の合併の日又は分割により使用済燃料の貯蔵の事業の全部を承継する法人の分割の日以後五年内の日を含む毎事業年度ないことを誓約する書面

3 前二項の貯蔵計画を変更したときは、その変更に係る貯蔵計画を変更の日から三十日以内に、使用済燃料貯蔵設備ごとに、様式第一により作成し、届け出るものとする。

七 使用済燃料貯蔵施設の保安のための業務に  
及ぶ事業の収支見積り

4 前三項の貯蔵計画の提出部数は、正本一通とする。  
(合併及び分割の認可の申請)

八 その他原子力規制委員会が必要と認める事  
明書

**第二十四条** 法第四十三条の十四第一項の合併又は分割の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載して申請書に、当事者が車籍(新規登録)を申請する場合は、車籍登録申請書に提出する。

第一項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。  
項を記載した書類

（本件の言葉が日本語にして、署名を設分割の場合にあつては、署名）をして、これを原子力規制委員会に提出しなければならぬ。

(変更等の届出)  
第二十五条 法第四十三条の七第二項、第四十三  
条の八第五項及び第四十三条の十五第二項の規

二 一  
名称及び住所並びに代表者の氏名  
二 使 用済燃料の貯蔵の事業に係る事業所の名  
三 使 用済燃料の貯蔵の事業に係る事業所の名

定による届出による書類の提出部数は、正本及び写し各一通とする。

### 三 称及び所在地

書類の提出部数は、正本一通とする。  
(許可の取消し)

四 貯蔵の事業の全部を承継する法人の名称及び住所並びに代表者の氏名  
合併又は分割の方法及び条件

**第二十六條** 法第四十三条の十六第一項の原子力規制委員会規則で定める期間は、法第四十三条の四第一項の許可を受けた日から五年とする。

合併又は分割の理由  
合併又は分割の時期  
使用済燃料貯蔵施設の保安のための業務

(記録)  
**第二十七条** 法第四十三条の十七の規定による記録は、事業所ごとに、次の表の上欄に掲げる事

2  
係の品質管理に必要な体制の整備に関する事項

前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

記録事項  
る期間これを保存しておかなければならぬ。

二 合併にあつては、(分割計画書)の写し

使用済燃料貯蔵施設の施設管理（第三十一条第一項に規定するものをいう。以下この表に

使用済燃料貯蔵事業者でない場合にあつては、その法人の定款、登記事項証明書並びに最近の財産目録、貸借対照表及び損益計算書

確認の都同一事項二回

三 前号に規定する法人が現に行っている事業の概要に関する説明書

度に関する次項の確認

|  |  |                      |         |          |                   |                |                  |             |          |          |
|--|--|----------------------|---------|----------|-------------------|----------------|------------------|-------------|----------|----------|
| 五 気象記録   | 五 風向及び風速（法第四十三条の二十第一項の認可又は変更の認可を受けて保安規定に定めるところにより、記録しないこととなつた場合を除く。） | ロ 事故の状況及び事故に際して採つた処置 | ハ 事故の原因 | 二 事故後の処置 | 四 使用済燃料貯蔵施設等の事故記録 | イ 事故の発生及び復旧の日時 | 四 使用済燃料貯蔵施設等の事務名 | 三 廃棄物の種類及び量 | 二 廃棄物の種類 | 一 廃棄物の種類 |
| ロ 降雨量（法第四十三条の二十一項の認可又は変更の認可を受けて保安規定に定めるところにより、記録しないこととなつた場合を除く。） | 連続して十年間  | その都度                 | その都度    | その都度     | 度                 | 第七項            | 第七項              | 第七項         | 第七項      | 第七項      |
| 年間   | 期間   | 定期                   | 定期      | 定期       | 度                 | 期間             | 期間               | 期間          | 期間       | 期間       |
| 十一年間   | 定期   | 定期                   | 定期      | 定期       | 度                 | 定期             | 定期               | 定期          | 定期       | 定期       |
| 十二年間   | 定期   | 定期                   | 定期      | 定期       | 度                 | 定期             | 定期               | 定期          | 定期       | 定期       |

ついて、それぞれ同表中欄に掲げるところに従つて、電磁的方法（電子の方法、磁気の方法その他）について説いて置いた。二三の点を

の他の人の知覚によつて記録することができた。  
い方法をいう。以下同じ。により記録するこ  
とにより作成し、保存することができる。  
前項の規定による保存をする場合には、同項  
の記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を

用いて直ちに表示されることができるようにして、前条第一項の表の下欄に掲げる期間保存しておかなければならぬ。

第一項の規定による保存をする場合には、原子力規制委員会が定める基準を確保するよう努めなければならない。

(品質マネジメントシステム)  
**第二十八条** 法第四十三条の十八第一項の規定に  
より、使用者は、去第四一三条

の四第一項又は第四、三十三条の七第一項の許可を受けたとこに、品質マネジメントの認定を受けたとき保安活動（次条から第三十五条の二

（に基づき）規制する（決算が決算の第二十三回実施の二までに規定する措置を含む。）の計画、実施の評価及び改善を行うとともに、品質マネジメントシステムの改善と連携して行なはれればならない。

**第二十九条** 法第四十三条の十八第一項の規定による改正を継続して行われればならない。

より、使用済燃料貯蔵事業者は、管理区域及び周辺監視区域を定め、これらの区域において次に掲げる措置を講じなければならぬ。

管理区域については、次の措置を講ずることとし、  
壁、柵等の又画物によつて又画するま  
イ

か、標識を設けることによって、明らかに他の場所と区別し、かつ、放射線等の危険性の程度に応じて人の立入制限、建物の管理等

の措置を講ずること。  
放射性物質を経口摂取するおそれのある  
場所での飲食及び喫煙を禁止すること。

ハ  
床、壁その他人の触れるおそれのある物  
であつて放射性物質によつて汚染されたも  
のの表面の放射性物質の密度が原子力規制

二 管理区域から人が退去し、又は物品を持  
委員会の定める表面密度限度を超えないよ  
うにすること。

ち出そうとする場合には、その者の身体及び衣服、履物等身体に着用している物並びにその持ち出そうとする物品（その物品を



な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。

(使用済燃料貯蔵設備の操作)

**第三十三条** 法第四十三条の十八第一項の規定により、使用済燃料貯蔵事業者は、次に掲げる使用済燃料貯蔵設備の操作に関する措置を講じなければならない。ただし、法第四十三条の二十七第二項の認可を受けた場合は、この限りでない。

一 使用済燃料貯蔵設備の操作に必要な知識を有する者に行わせること。

二 使用済燃料貯蔵設備の操作に必要な構成人員がそろつているときでなければ操作を行わないこと。

三 使用済燃料貯蔵設備の通常の操作（使用済燃料貯蔵施設において計画的に行われる操作をいう。）を行うために必要な次の事項を定め、これを操作員その他の従業者に守らせるこ。

イ 操作の開始に先立つて確認すべき事項、操作に必要な事項及び操作の停止後に確認すべき事項

ロ 操作員その他の従業者が使用済燃料貯蔵設備の状態に応じて定期的に又は必要に応じて確認すべき事項並びにその確認の方法及び実施頻度又は時期に関する事項

ハ 警報の発報その他の異状があつた場合に操作員その他の従業者が講ずべき措置（次号の処置を除く。）に関する事項

四 非常の場合に講ずべき処置を定め、これを操作員その他の従業者に守らせること。

五 試験操作を行ふ場合には、その目的、方法、異常の際に講ずべき処置等を確認の上これを行わせること。

六 使用済燃料貯蔵設備の操作の訓練のために操作を行ふ場合は、訓練を受ける者が守るべき事項を定め、操作員の監督の下にこれを守らせること。

七 使用済燃料の貯蔵は、使用済燃料貯蔵設備本体において行うこと。

八 貯蔵施設の目に付きやすい場所に、貯蔵上の注意事項を提示すること。

九 使用済燃料の貯蔵に従事する者以外の者が貯蔵施設に立ち入る場合は、その貯蔵に従事する者の指示に従わせること。

十 使用済燃料は、冷却について必要な措置を講ずること。

(事業所において行われる運搬)

**第三十四条** 法第四十三条の十八第一項の規定により、使用済燃料貯蔵事業者は、使用済燃料貯蔵施設を設置した事業所において行われる使用済燃料等の運搬に關し、次に掲げる措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならない。

一 使用済燃料の運搬は、いかなる場合においても、使用済燃料が臨界に達するおそれがないように行うこと。

二 使用済燃料が臨界に達するおそれがないように行うこと。

三 使用済燃料等を運搬する場合は、これを容器に封入すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

イ 使用済燃料によって汚染された物（その放射能濃度が原子力規制委員会の定める限度を超えないものに限る。）であつて放射性物質の飛散又は漏えいの防止その他の原子力規制委員会の定める放射線障害防止のための措置を講じたものを運搬する場合

ロ 使用済燃料によつて汚染された物であつて大型機械等容器に封入して運搬することが著しく困難なものを原子力規制委員会の承認を受けた放射線障害防止のための措置を講じて運搬する場合

三 前号の容器は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 当該容器に外接する直方体の各辺が十七センチメートル以上となるものであること。

ロ 容易かつ安全に取り扱うことができ、かつ、運搬中に予想される温度及び内圧の変化、振動等により、亀裂、破損等が生ずるおそれがないものであること。

ハ 使用済燃料等を封入した容器（第二号ただし書の規定により同号イ又はロに規定する使用済燃料等を封入した容器（第二号ただし書の規定により同号イ又はロに規定する使用済燃料によつて汚染された物を、容器に封入しないで運搬する場合にあつては、当該使用済燃料によつて汚染された物を、容器に封入しないで運搬する場合にあつては、当該使用

放射性物質の密度が第二十九条第一号ハの表一面密度限度の十分の一を超えないようにするこ。

五 運搬物の運搬機器への積付けは、運搬中に移動し、転倒し、又は転落するおそれがないように行うこと。

六 使用済燃料等は、同一の運搬機器に原子力規制委員会の定める危険物と混載しないこと。

七 運搬物の運搬経路においては、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両の立入りを制限すること。

八 車両により運搬物を運搬する場合は、当該車両を徐行させるとともに、運搬行程が長い場合にあつては、保安のため他の車両を伴走させること。

九 使用済燃料等の取扱いに關し相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のため必要な監督を行わせること。

十 運搬物（コンテナ（運搬途中において運搬する物自身の積替えを要せずに運搬するために作られた運搬機器であつて、反復使用に耐える構造及び強度を有し、かつ、機械による積込み及び取卸しのための装置又は車両に固定するための装置を有するものをいう。）に収納された運搬物にあつては、当該コンテナ）及びこれらを運搬する車両の適當な箇所に原子力規制委員会の定める標識を取り付けること。

十一 前項の場合において、特別の理由により同項第三号及び第四号に掲げる措置の全部又は一部を講ずることが著しく困難なときは、原子力規制委員会の承認を受けた措置を講ずることをもつて、これらに代えることができる。ただし、当該運搬物の表面における線量当量率が原子力規制委員会の定める線量当量率を超えるときは、この限りでない。

十二 第二号から第十四号まで及び第七号から第十号までの規定は、管理区域内において行う運搬については、適用しない。

十三 使用済燃料貯蔵事業者は、使用済燃料等の運搬に関し、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十七号）第三条から第十七条の二まで及び核燃料物質等車両運搬規則（昭和五十三年運輸省令第七十二号）第三条から第十九条までに規定する運搬の技術上の基準に従つて保安の

ために必要な措置を講じた場合には、第一項の規定にかわらず、当該使用済燃料等を使用済燃料貯蔵施設を設置した事業所において運搬することができる。

(事業所において行われる廃棄)

**第三十五条** 法第四十三条の十八第一項の規定により、使用済燃料貯蔵事業者は、使用済燃料貯蔵施設を設置した事業所において行われる放射性廃棄物の廃棄に關し、次に掲げる措置を講じ、廃棄前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならない。

一 放射性廃棄物の廃棄は、廃棄及び廃棄に係る放射線防護について必要な知識を有する者の監督の下に行わせるとともに、廃棄に当つては、廃棄に従事する者に作業衣等を着用させること。

二 放射性廃棄物の廃棄は、廃棄及び廃棄に係る放射性廃棄物の廃棄に從事する者以外の者が放射性廃棄物の廃棄作業中に廃棄施設に立ち入る場合には、その廃棄に従事する者の指示に従わせること。

三 気体状の放射性廃棄物は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。

イ 排気施設によつて排出すること。

ロ 放射線障害防止の効果を持つた廢氣槽に保管廃棄すること。

四 前号イの方法により廃棄する場合は、排気施設において、ろ過、放射能の時間による減衰、多量の空気による希釈等の方法によつて排気中における放射性物質の濃度をできるだけ低下させること。この場合、排気口において又は排気監視設備において排気中の放射性物質の濃度を監視することにより、周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度が原子力規制委員会の定める濃度限度を超えないようになること。

五 液体状の放射性廃棄物は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。

イ 排水施設によつて排水すること。

ロ 放射線障害防止の効果を持つた廢液槽に保管廃棄すること。

六 前号イの方法により廃棄する場合は、排水備で固型化すること。

七 前号イの方法により廃棄する場合は、排水施設において、ろ過、蒸発、イオン交換樹脂

法等による吸着、放射能の時間による減衰、多量の水による希釈その他の方法によつて排水中における放射性物質の濃度をできるだけ低下させること。この場合、排水口において又は排水監視設備において排水中の放射性物質の濃度を監視することにより、周辺監視区域の外側の境界における水中の放射性物質の濃度が原子力規制委員会の定める濃度限度を超えないようすること。

七 第五号ハの方法により廃棄する場合において、放射性廃棄物を容器に封入するときは、当該容器は、次に掲げる基準に適合するものと。

イ 水が浸透しにくく、腐食に耐え、及び放射性廃棄物が漏れにくい構造であること。

ロ 龜裂又は破損が生じるおそれがないものであること。

ハ 容器の蓋が容易に外れないものであること。

八 第五号ハの方法により廃棄する場合において、放射性廃棄物を容器に固型化するときは、固型化した放射性廃棄物と一体化した容器が放射性廃棄物の飛散又は漏れを防止できるものであること。

九 第五号ハの方法により廃棄する場合において、放射性廃棄物を放射線障害防止の効果を持つた保管廃棄施設に保管廃棄するときは、次によること。

イ 放射性廃棄物を容器に封入して保管廃棄するときは、当該容器に亀裂若しくは破損が生じた場合に封入された放射性廃棄物の全部を吸收できる材料で当該容器を包み、又は収容できる受皿を当該容器に設けること等により、汚染の広がりを防止すること。

ロ 放射性廃棄物を封入し、又は固型化した容器には、放射性廃棄物を示す標識を付け、及び当該放射性廃棄物に関する第二十七条の規定に基づき記録された内容と照合できるような整理番号を表示すること。

ハ 当該保管廃棄施設には、その目につきやすい場所に管理上の注意事項を掲示すること。

ハ 口の方法により廃棄することが著しく困難な大型機械等の放射性廃棄物又は放射能の時間による減衰を必要とする放射性廃棄物については、放射線障害防止の効果を持った保管廃棄施設に保管廃棄すること。

十一 第七号、第八号及び第九号（同号イを除く。）の規定は、前号口の方法による廃棄による規制について準用する。

十二 第九号ハの規定は、第十号ハの方法による廃棄について準用する。

（使用済燃料貯蔵施設の定期的な評価）

第三十五条の二 法第四十三条の十八第一項の規定により、使用済燃料貯蔵事業者は、使用済燃料貯蔵施設ごと及び十年を超えない期間ごとに次の各号に掲げる措置を講じなければならぬこと。

一 使用済燃料貯蔵施設における保安活動の実施の状況の評価を行うこと。

二 使用済燃料貯蔵施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況を評価すること。

三 前項の規定は、法第四十三条の二十七第二項の認可を受けた場合は適用しない。

（防護措置）

第三十六条 法第四十三条の十八第二項の規定により、使用済燃料貯蔵事業者は、次の表の上欄に掲げる特定核燃料物質の区分に応じ、それぞれ同一表の下欄に掲げる措置を講じなければならない。

| イ<br>体濃度が百分の八十を超えるものを除く。<br>以下この表において同じ。）及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、プルトニウムの量が二キログラム以上のもの | ロ<br>ウラン一二三五のウラン一二三五及びウラン二三八に対する比率が百分の二十以上のウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン一二三五の量が五キログラム以上のもの |
|--|---|
| 二又は二以上を含む物質であつて、ウラン一二三三の量が二キログラム以上のもの  | 二又は二以上を含む物質であつて、ウラン一二三三の量が二キログラム以上のもの   |

二 照射された前号に掲げる物質であつて、その表面から一メートルの距離において、当該物質から放出された放射線が空気中に吸収された場合の吸収線量率（以下単に「吸収線量率」という。）が一グレイ毎時以下のもの

三 照射された第一号に掲げる物質であつて、その表面から一メートルの距離において、当該物質から放出された放射線が空気中に吸収された場合の吸収線量率が一グレイ毎時を超えるもの（第十四号に掲げるものを除く。）

四 照射されていない次に掲げる物質

イ プルトニウム及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、プルトニウムの量が五百グラムを超えて、キログラム未満のもの

ロ ウラン一二三五のウラン一二三五及びウラン二三八に対する比率が百分の二十以上のウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン一二三五の量が一キログラムを超えて、キログラム未満のもの

ハ ウラン一二三五のウラン一二三五及びウラン二三八に対する比率が百分の十以上で百分の二十に達しないウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン一二三五の量が十キログラム以上もの

ニ ウラン一二三三及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン一二三三の量が五百グラムを超えて、キログラム未満のもの

五 照射された前号に掲げる物質であつて、その表面から一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時以下のもの

六 令第三条第三号に規定する特定核燃料物質（第十一号に掲げるものを除く。）

七 照射された第四号に掲げる物質であつて、その表面から一メートルの距離において、吸収線量率が一グレイ毎時を超えるもの（第十四号に掲げるものを除く。）

八 照射されていない次に掲げる物質

イ プルトニウム及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、プルトニウムの量が十五グラムを超えて、百グラム以下のもの

ロ ウラン一二三五のウラン一二三五及びウラン二三八に対する比率が百分の二十以上のウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一

|   |
|---|
| ハ<br>ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が百分の十以上で百分の二十に達しないウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二三五の量が一キログラムを超えて十キログラム未満のもの                                       |
| ニ<br>ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が天然の比率を超えて百分の十に達しないウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二三五の量が十キログラム以上のもの  |
| ホ<br>ウラン二三三及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二三三の量が十五グラムを超えて五百グラム以下のもの  |
| 九<br>照射された前号に掲げる物質（照射された同号ニに掲げる物質であつて照射直後にその表面から一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時を超えていたもの及び次号に掲げるものを除く。）   |
| 十<br>照射された第一号、第四号又は第八号に掲げる物質（使用済燃料を溶解した液体から核燃料物質その他の有用物質を分離した残りの液体をガラスにより容器に固型化した物（次号において「ガラス固化体」という。）に含まれるものであつて、その表面から一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時を超えるものに限る。） |
| 十一<br>令第三条第三号に規定する特定核燃料物質（ガラス固化体に含まれるものであつて、その表面から一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時を超えるものに限る。）   |
| 2<br>前項の表第一号から第六号までの特定核燃料物質の防護のために必要な措置は、次に掲げるものとおりとする。   |
| 一<br>特定核燃料物質の防護のための区域（以下「防護区域」という。）を定め、当該防護区域内構造の障壁によつて区画し、及び適切かつ十分な監視を行うことができる装置を当該防護区域内に設置すること。   |





三　見張人に防護区域及び立入制限区域の出入口を常時監視させること。ただし、出入口に施錠した場合は、この限りでない。

四　特定核燃料物質が貯蔵され又は保管廃棄されている施設（以下この号において「貯蔵施設等」という。）については、次に掲げる措置を講ずること。

イ　貯蔵施設等に立ち入ることが特に必要な者として当該貯蔵施設等に立ち入ることを認めめた者以外の者の当該貯蔵施設等への立ち入りを禁止すること。

ロ　見張人に、監視装置の有無並びに貯蔵施設等における特定核燃料物質の量及び取扱形態に応じ適切な方法により当該貯蔵施設等の周辺を巡回させること。

特定核燃料物質の防護に関する関係機関への連絡は、二以上の連絡手段により迅速かつ確実に行うことができるようすること。

（保安規定）

五　~~三十七條~~ 法第四十三条の二十第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関すること。

二　品質マネジメントシステムに関すること（品質管理基準規則第五条第四号に規定する手順書等（次項第二号及び第三号において単に「手順書等」という。）の保安規定上の位置付けに関することを含む。）。

三　使用済燃料貯蔵施設の操作及び管理者の職務及び組織に関する事項（次号に掲げるものを除く。）。

四　使用済燃料取扱主任者の職務の範囲及びその内容並びに使用済燃料取扱主任者が保安の監督を行う上で必要となる権限及び組織上の位置付けに関する事項。

五　使用済燃料貯蔵施設の操作及び管理を行う者に対する保安教育に関する事項であつて次に掲げるもの

イ　保安教育の実施方針（実施計画の策定を含む。）に関する事項。

ロ　保安教育の内容に関する事項であつて次に掲げるもの

(1)　関係法令及び保安規定の遵守に関する事項。

- (2) 使用済燃料貯蔵施設の構造、性能及び操作に関すること。

(3) 放射線管理に関すること。

(4) 核燃料物質及び核燃料物質によつて汚染された物の取扱いに関すること。

(5) 非常の場合に講ずべき処置に関すること。

ハ その他使用済燃料貯蔵施設に係る保安教育に關する事項

イ 使用済燃料貯蔵施設の操作に關することであつて、次に掲げるもの

イ 使用済燃料貯蔵施設の操作を行つ体制の整備に關すること。

ロ 使用済燃料貯蔵施設の操作に當たつて確認すべき事項及び操作に必要な事項

ハ 異状があつた場合の措置に關すること（第十三号に掲げるものを除く。）

七 管理区域及び周辺監視区域の設定並びにこれらとの区域に係る立入制限等に關すること。

八 排気監視設備及び排水監視設備に關すること。

九 線量、線量当量、放射性物質の濃度及び放射性物質によつて汚染された物の表面の放射性物質の密度の監視並びに汚染の除去に關すること。

十 放射線測定器の管理及び放射線測定の方法に關すること。

十一 使用済燃料の受扱い、運搬その他の取扱い（事業所の外において行う場合を含む。）に關すること。

十二 放射性廃棄物の廃棄（事業所の外において行う場合を含む。）に關すること。

十三 非常の場合に講ずべき処置に關すること。

十四 設計想定事象に係る使用済燃料貯蔵施設の保全に關する措置に關すること。

十五 使用済燃料貯蔵施設に係る保安（保安規定の遵守状況を含む。）に関する適正な記録及び報告（第四十三条の十三各号に掲げる事故障害等の事象及びこれらに準ずるもののが発生した場合の経営責任者への報告を含む。）に關すること。

十六 使用済燃料貯蔵施設の施設管理に関すること（使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に關すること並びに經年劣化に係る技

二十九 不適合（品質管理基準規則第二条第二項第二号に規定するものをいう。以下この号及び次項第十八号において同じ。）が発生した場合における当該不適合に關する情報の公開に關すること。

二十 その他使用済燃料貯蔵施設に係る保安に關する事項

二十一 法第四十三条の二十七第二項の認可を受けようとする者は、当該認可の日までに、当該認可を受けようとする廃止措置計画に定められてゐる廃止措置を実施するため、法第四十三条の二十第一項の規定により認可を受けた保安規定について次に掲げる事項を追加し、又は変更した保安規定の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

一 関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に關すること。

二 品質マネジメントシステムに關すること（手順書等の保安規定上の位置付けに關することを含む。）。

三 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに關すること（手順書等の保安規定上の位置付けに關することを含む。）。

四 廃止措置を行う者の職務及び組織に關すること（次号に掲げるものを除く。）。

五 使用済燃料取扱主任者の職務の範囲及びその内容並びに使用済燃料取扱主任者が保安の監督を行う上で必要となる権限及び組織上の位置付けに關すること。

六 廃止措置を行う者に対する保安教育に關することであつて次に掲げるもの

イ 保安教育の実施方針（実施計画の策定を含む。）に關すること。

ロ 保安教育の内容に關することであつて次に掲げるもの

(1) 関係法令及び保安規定の遵守に關すること。

(2) 使用済燃料貯蔵施設の構造及び性能に關すること。

十七 使用済燃料貯蔵施設の定期的な評価に關すること。

十八 保守点検を行つた事業者から得られた保安に關する技術情報について他の使用済燃料を貯蔵する者との共有に關すること。

十九 不適合（品質管理基準規則第二条第二項第二号に規定するものをいう。以下この号及び次項第十八号において同じ。）が発生した場合における当該不適合に關する情報の公開に關すること。

二十 術的な評価に關すること及び長期施設管理方針を含む。）。

(3) 使用済燃料貯蔵施設の廃止措置に関すること。

(4) 放射線管理に関すること。

(5) 核燃料物質及び核燃料物質によつて汚染された物の取扱いに関すること。

(6) 非常の場合に講ずべき処置に関すること。

ハ その他使用済燃料貯蔵施設に係る保安教育に關する事項

八 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定並びにこれらの区域に係る立入制限等に關すること。

七 保安上特に管理を必要とする設備の操作に關すること。

九 排気監視設備及び排水監視設備に関すること。

十 線量、線量当量、放射性物質の濃度及び放射性物質によつて汚染された物の表面の放射性物質の密度の監視並びに汚染の除去に関するこ

と。

十一 放射線測定器の管理及び放射線測定の方法に関するこ

と。

十二 放射性廃棄物の廃棄（事業所の外において行う場合を含む。）に関するこ

と。

十三 非常の場合に講ずべき処置に関するこ

と。

十四 設計想定事象に係る使用済燃料貯蔵施設の保全に關する措置に関するこ

と。

十五 使用済燃料貯蔵施設に係る保安（保安規定の遵守状況を含む。）に関する適正な記録及び報告（第四十三条の十三各号に掲げる事故・故障等の事象及びこれらに準ずるもののが發生した場合の経営責任者への報告を含む。）に関するこ

と。

十六 廃止措置に係る保安（保安規定の遵守状況を含む。）に関する適正な記録及び報告（第四十三条の十三各号に掲げる事故・故障等の事象及びこれらに準ずるもののが發生した場合の経営責任者への報告を含む。）に関するこ

と。

十七 使用済燃料貯蔵施設の施設管理に関するこ

と（使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に關することを含む。）。

十八 保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報についての他の使用済燃料を貯蔵する者との共有に関する事項。

十九 不適合が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開に関する事項。

二十 廃止措置の管理に関する事項。

二十一 その他使用済燃料貯蔵施設又は廃止措置に係る保安に関する必要な事項。

三 前項の場合において第一項本文の規定を準用する。

四 第一項（前項において準用する場合を含む。）の申請書の提出部数は、正本一通とする。

**第三十八条及び第三十九条削除**

（使用済燃料取扱主任者の選任等）

**第四十条** 法第四十三条の二十二第一項の規定による使用済燃料取扱主任者の選任は、事業所ごとにに行うものとする。

法第四十三条の二十二第一項の原子力規制委員会規則で定める資格は、法第二十二条の第三項の核燃料取扱主任免状又は法第四十一条第一項の原子炉主任技術者免状を有することとする。

法第四十三条の二十二第一項の規定による届出書の提出部数は、正本一通とする。

**（核物質防護規定）**

法第四十三条の二十二第一項の規定による届出書の提出部数は、正本一通とする。

**第四十一条** 法第四十三条の二十五第一項の規定による核物質防護規定の認可を受けようとする者は、事業所ごとに、次の各号に掲げる事項について核物質防護規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 関係法令及び核物質防護規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関する事項。

二 核セキュリティ文化を醸成するための体制（経営責任者の関与を含む。）に関する事項。

三 特定核燃料物質の防護に関する業務に従事する者の職務及び組織に関する事項。

四 防護区域（第三十六条第一項の表第一号から第六号までの特定核燃料物質を取り扱う事業所においては、防護区域及び立入制限区域の次号において同じ。）及び立入制限区域の設定並びに巡視及び監視に関する事項。

五 防護区域及び立入制限区域に係る出入管理に関する事項。

六 特定核燃料物質の管理に関する事項。

七 特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の機能を常に維持するための措置に関すること。

八 情報システムセキュリティ計画に関する事項。

九 特定核燃料物質の防護のために必要な設備及び装置の整備及び点検に関する事項。

十 非常の場合の対応に関する事項。

十一 連絡体制の整備に関する事項。

十二 特定核燃料物質の防護のために必要な措置に関する詳細な事項に係る情報の管理に関する事項。

十三 特定核燃料物質の防護のために必要な教育及び訓練に関する事項。

十四 使用済燃料貯蔵施設に係る緊急時対応計画に関する事項。

十五 妨害破壊行為等の脅威に対応するために講ずる措置に関する事項（第三十六条第二項第二十五条号（同条第三項で準用する場合を含む。）に該当するものに限る。）。

十六 特定核燃料物質の防護のために必要な措置の定期的な評価及び改善に関する事項。

十七 使用済燃料貯蔵施設に係る特定核燃料物質の防護（核物質防護規定の遵守状況を含む。）に関する記録に関する事項。

十八 その他使用済燃料貯蔵施設に係る特定核燃料物質の防護に関する必要な事項。

十九 前項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一通（使用済燃料貯蔵施設のうち令第六十三条第一項の表第四号の原子力規制委員会が告示で定めるものに係る申請をする場合には、正本一通及び写し二通）とする。

**（核物質防護管理者の選任等）**

法第四十三条の二十六第一項の規定による核物質防護管理者の選任は、事業所ごとにを行うものとする。

**第四十二条** 法第四十三条の二十六第一項の規定による核物質防護管理者の選任は、事業所ごとに正本及び写し各一通（使用済燃料貯蔵施設のうち令第六十四条の表第八号の原子力規制委員会が告示で定めるものに係る届出をする場合には、正本一通及び写し二通）とする。

**（核物質防護管理者の要件）**

一 使用済燃料貯蔵施設を設置した事業所において特定核燃料物質の防護に関する業務を統一的に管理することができる地位にある者であること。

**第四十三条の二の二** 法第四十三条の二十六の二第一項に規定する使用済燃料の貯蔵に使用する容器その他の使用済燃料貯蔵施設に係る器具のうち原子力規制委員会規則で定めるものは、第二条第一項第二号への使用済燃料貯蔵設備本体のうち、金属製の乾式キャスクとする。

**（型式証明の申請）**

**第四十三条の二の二** 法第四十三条の二十六の二第一項の規定により特定容器等の型式の設計について型式証明を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 特定容器等の構造及び設備

三 特定容器等の名称及び型式

四 特定容器等の安全設計

五 特定容器等を使用することができる範囲を限定し、又は条件を付する場合にあっては、当該特定容器等を使用することができる使用済燃料貯蔵施設の範囲又は条件

一 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

二 特定容器等を使用することにより使用済燃料貯蔵施設に及ぼす影響に関する説明書

三 原子力規制委員会は、法第四十三条の二第一項の規定により特定容器等の型式の設計について型式証明をするときは、当該型式の二第一項第一号又は第三号に掲げる事項を変更したときは、遅滞なく、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

四 前項の届出書の提出部数は、正本一通とする。

**（型式証明に係る変更の届出）**

**第四十三条の二の四** 特定容器等の型式の設計について型式証明を受けた者は、第四十三条の二第一項第一号又は第三号に掲げる事項を変更したときは、遅滞なく、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

一 前項の届出書の提出部数は、正本一通とする。

**（特定容器等型式証明通知書等の交付）**

**第四十三条の二の五** 原子力規制委員会は、次に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める書面を交付するものとする。

一 法第四十三条の二十六の二第一項の規定による型式証明を行った場合 特定容器等型式証明通知書

二 法第四十三条の二十六の二第三項の規定による型式証明を行った場合 特定容器等型式証明通知書

三 法第四十三条の二十六の二第五項の規定による型式証明の取消しを行った場合 特定容器等型式証明取消通知書

四 第一項の申請書の提出部数は、正本一通とする。

**（型式証明の変更）**

一 使用済燃料貯蔵施設を設置した事業所において特定核燃料物質の防護に関する業務を統一的に管理することができる地位にある者であること。

**第四十三条の二の三** 法第四十三条の二十六の二第一項の申請書の提出部数は、正本一通とする。

**（型式証明の変更）**

一 設計について型式証明をするときは、当該型式の二第一項の規定により特定容器等の型式の設計に係る特定容器等を使用することができる範囲を限定し、又は条件を付することができること。

二 法第四十三条の二十六の二第三項の規定による承認を行った場合 特定容器等型式証明変更承認通知書

三 法第四十三条の二十六の二第五項の規定による型式証明の取消しを行った場合 特定容器等型式証明取消通知書

四 第一項の申請書の提出部数は、正本一通とする。

**（型式証明番号等の告示）**

一 型式証明の番号

二 証明又は型式証明の取消しをしたときは、次に掲げる事項について告示するものとする。

三 原子力規制委員会は、型式証明を受けた型式の特定容器等の設計に係る特定容器等の設計の変更（前条第一項第四号又は第五号に掲げる事項の変更）により特定容器等の型式の設計に係る特定容器等の設計に係る特定容器等の設



- 六 廃止措置に係る使用済燃料による汚染の除去（使用済燃料による汚染の除去方法を含む。）

七 廃止措置に伴う放射線被ばくの管理

八 廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、浸水、地震、火災等があつた場合に発生することが想定される事故の種類、程度、影響等

九 廃止措置期間中に性能を維持すべき使用済燃料貯蔵施設（第四十三条の三の五及び第四十三条の十二の二において、「性能維持施設」という。）及びその性能並びにその性能を維持すべき期間

十 廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達の方法

十一 廃止措置の実施体制

十二 廃止措置に係る品質マネジメントシステム

十三 廃止措置の工程

十四 廃止措置実施方針の変更の記録（作成若しくは変更又は第四十三条の三の四の規定に基づく見直しを行つた日付、変更の内容及びその理由を含む。）

（廃止措置実施方針の公表）

**第四十三条の三の三 法第四十三条の二十六の四**

第一項及び第三項の規定による公表は、廃止措置実施方針の作成又は変更を行つた後、遅滞なく、インターネットの利用により行うものとする。

（廃止措置実施方針の見直し）

**第四十三条の三の四**

使用済燃料貯蔵事業者は、少なくとも五年ごとに、廃止措置実施方針の見直しを行い、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

（廃止措置計画の認可の申請）

**第四十三条の三の五** 法第四十三条の二十七第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 事業所の名称及び所在地

三 廃止措置対象施設及びその敷地

一 廃止措置対象施設の敷地に係る土壤及び当該敷地に残存する施設が放射線による障害の防止の措置を必要としない状況にあること。

二 使用済燃料によつて汚染された物の廃棄が終了していること。

(廃止措置終了確認証)

**第四十三条の八の二** 原子力規制委員会は、原子力規制検査により、廃止措置の結果が前条各号のいずれにも適合していることについて確認をしたときは、廃止措置終了確認証を交付する。

(旧使用済燃料貯蔵事業者等の廃止措置計画の認可の申請)

**第四十三条の九** 法第四十三条の二十八第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者は、第四十三条の三の五の規定の例により申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

(旧使用済燃料貯蔵事業者等の廃止措置計画の提出期限)

**第四十三条の十** 法第四十三条の二十八第二項に規定する原子力規制委員会規則で定める期間は、六月とする。

(旧使用済燃料貯蔵事業者等の廃止措置計画の変更の認可の申請)

**第四十三条の十一** 法第四十三条の二十八第四項において準用する法第十二条の七第四項の認可を受けようとする者は、第四十三条の四の規定の例により申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

(旧使用済燃料貯蔵事業者等の廃止措置計画の軽微な変更)

**第四十三条の十二** 法第四十三条の二十八第四項において準用する法第十二条の七第四項ただし書に規定する原子力規制委員会規則で定める軽微な変更は、廃止措置の実施に伴う災害の防止上支障のない変更とする。

法第四十三条の二十八第二項の規定により認可を受けた者は、前項の変更をしたときは、その変更の日から三十日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

(旧)使用済燃料貯蔵事業者等に係る廃止措置対象施設の維持等)

#### 第四十三条の十二の二 法第四十三条の二十八第

四項において読み替えて準用する法第二十二条の九第四項の原子力規制委員会規則で定める場合、廃止措置対象施設に性能維持施設が存在する場合とする。

2 前項の場合において、法第四十三条の十本文の規定は、性能維持施設に限り、適用されるものとする。

3 第一項の場合において、定期事業者検査は、性能維持施設について、あらかじめ、検査の時期、対象、方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定めて行うものとする。(指定に関する規定の準用)

第四十三条の十二の三 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(昭和五十三年通商産業省令第七十七号)第二百二十七条から第二百三十条までの規定は、第二十七条第五項の指定について準用する。(事故故障等の報告)

第四十三条の十三 法第六十二条の三の規定により、使用済燃料貯蔵事業者(旧)使用済燃料貯蔵事業者等を含む。次条及び第四十八条において同じ。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を迅速なく、原子力規制委員会に報告しなければならない。

一 使用済燃料の盗取又は所在不明が生じたとき。二 使用済燃料の修理のため特別の措置を必要とする場合であつて、使用済燃料の貯蔵に支障を及ぼしたとき。三 使用済燃料貯蔵施設の故障により、使用済燃料等を限定された区域に閉じ込める機能、外部放射線による放射線障害を防止するための放射線の遮蔽機能、使用済燃料等の崩壊熱を除去する機能若しくは使用済燃料貯蔵施設における火災若しくは爆発の防止の機能を喪失し、又は喪失するおそれがあつたことにより、使用済燃料の貯蔵に支障を及ぼしたとき。

四 使用済燃料貯蔵施設の故障その他の不測の事態が生じたことにより、気体状の放射性廃棄物の排気施設による排出の状況に異状が認められたとき又は液体状の放射性廃棄物の排

水施設による排出の状況に異状が認められたとき。

五 気体状の放射性廃棄物を排気施設によつて排出した場合において、周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度が第三十五条第四号の濃度限度を超えたとき。

六 液体状の放射性廃棄物を排水施設によつて排出した場合において、周辺監視区域の外側の境界における水中の放射性物質の濃度が第一号の濃度限度を超えたとき。

七 使用済燃料等が管理区域内で漏えいしたとされかに該当するとき(漏えいに係る場所に於いて人の立入制限、鍵の管理等の措置を新たに講じたとき又は漏えいした物が管理区域外に広がったときを除く)を除く。

八 使用済燃料貯蔵施設の故障その他の不測の事態が生じたことにより、使用済燃料等が管理区域内で漏えいしたとき。ただし、次のいずれかに該当するとき(漏えいに係る場所に於いて人の立入制限、鍵の管理等の措置を新たに講じたとき又は漏えいした物が管理区域外に広がったときを除く)を除く。

九 使用済燃料が臨界に達し、又は達するおそれがあるとき。

十 使用済燃料貯蔵施設の故障その他の不測の事態が生じたことにより、管理区域に立ち入る者について被ばくがあつたときであつて、当該被ばくに係る実効線量が放射線業務従事者にあつては五ミリシーベルト、放射線業務従事者以外の者にあつては〇・五ミリシーベルトを超える、又は超えるおそれのあるとき。

十一 放射線業務従事者について第三十条第一項第一号の線量限度を超える、又は超えるおそれのある被ばくがあつたとき。

十二 前各号のほか、使用済燃料貯蔵施設に於して、人の障害(放射線障害以外の障害であつて入院治療を必要としないものを除く)が発生し、又は発生するおそれがあるとき。(危険時の措置)

第十四条 法第六十四条第一項の規定により、使用済燃料貯蔵事業者は、次に掲げる応急の措置を講じなければならない。

一 使用済燃料貯蔵施設に火災が起り、又は

使用済燃料貯蔵施設に延焼するおそれがある場合には、消火又は延焼の防止に努めるとともに直ちにその旨を消防吏員に通報すること。

二 使用済燃料を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、関係者以外の者の立入りを禁止すること。

三 放射線障害の発生を防止するため必要がある場合には、使用済燃料貯蔵施設の内部にいる者及び付近にいる者に避難するよう警告すること。

四 放射線障害の発生を防止するため必要な措置を行うこと。

五 放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者がいる場合には、速やかに救出し、避難させる等緊急の措置を講ずること。

六 その他放射線障害を防止するために必要な措置を講ずること。

第四十五条から第四十七条まで 削除

(報告の微収)

第四十八条 使用済燃料貯蔵事業者は、事業所ごとに、様式第二による報告書を、液体状及び固体状の放射性廃棄物の保管量等、使用済燃料の貯蔵量等並びに放射線業務従事者の一年間の線量分布に係るものにあつては毎年四月一日からその翌年の三月三十一日までの期間について、それまでの期間及び十月一日からその翌年の三月三十日までの期間について作成し、それぞれ当該期間の経過後四十五日以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

2 前項の報告書の提出部数は、正本一通とする。

(電磁的記録媒体による手続)

第四十九条 次の各号に掲げる書類の提出については、当該書類の提出に代えて、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体(電磁的記録(電磁的方法で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)に係る記録媒体をいう。様式第三において同じ。)及び様式第三の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。

この省令は、平成十四年一月三十一日から施行する。ただし、第五十四条の次に一条を加える改正規定(第五十五条第五項第二号に係る部分に限る。)は、平成十四年三月一日から施行する。

この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

この省令は、平成十四年三月一日から施行する。

この省令は、平成十五年三月一日から施行する。

この省令は、平成十五年十月一日から施行する。

この省令は、平成十五年九月二四日経済産業省令第一一〇号)抄

この省令は、平成十五年九月二四日経済産業省令第一一六号)

この省令は、平成十五年十月一日から施行する。

この省令は、平成十五年十月一日から施行する。

第一条 この省令は、公布の日から施行する。  
附則 (平成一二年一〇月三一日通商産業省令第三二七号)

第一条 この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

附則 (平成一四年一月二八日経済産業省令第一〇号)

第一条 この省令は、平成十四年一月三十一日から施行する。

附則 (平成一五年三月三一日経済産業省令第二三号)

第一条 この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

附則 (平成一五年九月二四日経済産業省令第一一〇号)

第一条 この省令は、平成十五年十月一日から施行する。

附則 (平成一五年九月二四日経済産業省令第一一六号)

第一条 この省令は、平成十五年十月一日から施行する。

附則 (平成一五年九月二四日経済産業省令第一一六号)

第一条 この省令は、平成十五年十月一日から施行する。

附則 (平成一五年九月二四日経済産業省令第一一六号)

第一条 この省令は、平成十五年十月一日から施行する。

附則 (平成一五年九月二四日経済産業省令第一一六号)

第一条 この省令は、平成十五年十月一日から施行する。

附則 (平成一七年三月四日経済産業省令第一四四号)

二 第二十四条第一項の申請書、同条第二項第二号に掲げる財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びに同項第三号に掲げる説明書

三 第四十条第三項の届出書

四 第四十二条第二項の届出書

五 第四十二条第一項の申請書

六 第四十二条第一項の報告書

七 第四十二条第一項の報告書

八 第四十二条第一項の報告書

九 第四十二条第一項の報告書

十 第四十二条第一項の報告書

十一 第四十二条第一項の報告書

十二 第四十二条第一項の報告書

十三 第四十二条第一項の報告書

十四 第四十二条第一項の報告書

十五 第四十二条第一項の報告書

十六 第四十二条第一項の報告書

十七 第四十二条第一項の報告書

十八 第四十二条第一項の報告書

十九 第四十二条第一項の報告書

二十 第四十二条第一項の報告書

二十一 第四十二条第一項の報告書

二十二 第四十二条第一項の報告書

二十三 第四十二条第一項の報告書

二十四 第四十二条第一項の報告書

二十五 第四十二条第一項の報告書

二十六 第四十二条第一項の報告書

二十七 第四十二条第一項の報告書

二十八 第四十二条第一項の報告書

二十九 第四十二条第一項の報告書

三十 第四十二条第一項の報告書

三十一 第四十二条第一項の報告書

三十二 第四十二条第一項の報告書

三十三 第四十二条第一項の報告書

三十四 第四十二条第一項の報告書

三十五 第四十二条第一項の報告書

三十六 第四十二条第一項の報告書

三十七 第四十二条第一項の報告書

三十八 第四十二条第一項の報告書

三十九 第四十二条第一項の報告書

四十 第四十二条第一項の報告書

四十一 第四十二条第一項の報告書

四十二 第四十二条第一項の報告書

四十三 第四十二条第一項の報告書

四十四 第四十二条第一項の報告書

四十五 第四十二条第一項の報告書

四十六 第四十二条第一項の報告書

四十七 第四十二条第一項の報告書

四十八 第四十二条第一項の報告書

四十九 第四十二条第一項の報告書

五十 第四十二条第一項の報告書

五十一 第四十二条第一項の報告書

五十二 第四十二条第一項の報告書

五十三 第四十二条第一項の報告書

五十四 第四十二条第一項の報告書

五十五 第四十二条第一項の報告書

五十六 第四十二条第一項の報告書

五十七 第四十二条第一項の報告書

五十八 第四十二条第一項の報告書

五十 第四十二条第一項の報告書

五十一 第四十二条第一項の報告書

五十二 第四十二条第一項の報告書

五十三 第四十二条第一項の報告書

五十四 第四十二条第一項の報告書

五十五 第四十二条第一項の報告書

五十六 第四十二条第一項の報告書

五十七 第四十二条第一項の報告書

五十八 第四十二条第一項の報告書

五十九 第四十二条第一項の報告書

六十 第四十二条第一項の報告書

六十一 第四十二条第一項の報告書

六十二 第四十二条第一項の報告書

六十三 第四十二条第一項の報告書

六十四 第四十二条第一項の報告書

六十五 第四十二条第一項の報告書

六十六 第四十二条第一項の報告書

六十七 第四十二条第一項の報告書

六十八 第四十二条第一項の報告書

る省令の施行の日（平成十九年一月一日）から施行する。

附 則（平成二〇年三月二八日経済産業省令第二四号）

この省令は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、第一条中核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則第六条の二の改正規定、第二条中核燃料物質の加工の事業に関する規則第七条の九の改正規定、第三条中使用済燃料の再処理の事業に関する規則第十六条の三の改正規定、第四条中実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第十五条の三の改正規定、第六条中核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則第三十三条の二の改正規定（第五十一条の十六第三項）を「第五十二条の十六第四項」に改める部分を除く。）、第八条中使用済燃料の貯

（施行期日）  
この省令は、核燃料物質等の工場又は事業所  
（平成一八年二月二六日経済産業省令第一九号）

附 則（平成一八年二月二六日経済産業省令第一九号）

（この省令の公布の際現に法第四十三条の二十二第一項の規定により核物質防護規定の認可を受けている者は、平成十八年二月二十八日までに、この省令による改正後の使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則第四十一条第一項の規定の例により核物質防護規定を定め、これを記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。）

(平成十七年法律第四十四号)の施行の日(平成十七年十二月一日)から施行する。ただし、第三十六条の改正規定(「第一条の二」第三号を「第二条第三号」に改める部分を除く。)及び第四十一条第一項の改正規定(第三十七条第一項)を「第三十六条第一項」に改める部分を除く。)は、平成十八年六月一日から施行する。

附 則（平成一七年一〇月二六日経済産業省令第九九号）  
この省令は、公布の日から施行する。  
附 則（平成一七年一月二二日経済産業省令第一〇八号）

2 みなす。  
前項の規定は、この省令の施行の際現にこの省令第二条の規定による改正前の核燃料物質の加工の事業に関する規則第七条第五項の規定に基づき指定を受けている者、この省令第三条の規定による改正前の使用済燃料の再処理の事業に関する規則第八条第五項の規定に基づき指定を受けている者、この省令第四条の規定による改正前の実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第七条第五項の規定に基づき指定を受けている者、この省令第五条の規定による改正前の核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則第十三条第五項の規定に基づき指定を受けている者、この省令第六条の規定による改正前の核

**第二条** この省令の施行の際現にこの省令第一条の規定による改正前の核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則第六条第五項の規定に基づき指定を受けている者は、平成二十二年九月三十日又はこの省令第一条の規定による改正後の核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則（以下「新製錬規則」という。）第六条第五項の規定に基づき指定を受けた日のいずれか早い日までの間は、新製錬規則第六条第五項の規定に基づき指定を受けているものと

**第一条** この省令は、公布の日から施行する。  
ただし、第六条の規定は平成二十一年一月二日から、第一条から第五条まで及び第七条から第九条までの規定は同年四月一日から施行する。

**附 則（平成二年三月三一日経済産業省令第一八号）**

**（施行期日）**

**第一条** この省令は、公布の日から施行する。  
**（経過措置）**

燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則第二十六条第五項の規定に基づき指定を受けている者、この省令第七条の規定による改正前の使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則第二十七条第五項の規定に基づき指定を受けている者、この省令第八条の規定による改正前の研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則第二十五条第五項の規定に基づき指定を受けている者及びこの省令第九条の規定による改正前の核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則第四十四条第五項の規定に基づき指定を受けている者について準用する。

附 則（平成二二年一月一六日経済産業省令第四四号）

（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二四年三月二九日経済産業省令第四二号）

（経過措置）

この省令の施行の際に核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第十二条の二第一項、第二十二条の六第一項、第四十三条の二第一項、第四十三条の二十五第一項、第五十条の三第一項及び第五十一条の二十三第一項の規定により核物質防護規定の認可を受けている者については、第一条の規定による改正後の核原料物質又は核燃料物質の製鍊の事業に関する規則（以下「新製鍊規則」という。）第六条の二第二項第七号及び第十四号並びに同条第四項第二号及び第五号並びに第二条の規定による改正後の核燃料物質の加工の事業に関する規則（以下「新加工規則」という。）第七条の九第二項第七号、第九号及び第十五号並びに同条第四項第二号及び第六号並びに第三条の規定による改正後の実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「新実用炉規則」という。）第十五条の二第二項第七号及び第十八号並びに同条第三項第二号及び第五号並びに第四条の規定による改正後の研

この省令の施行の際現に法第十二条の二第一項、第二十二条の六第一項、第四十三条の二第一項、第四十三条の二十五第一項、第五十条の三第一項及び第五十一条の二十三第一項の規定により核物質防護規定の認可を受けている者については、新製鍊規則第六条の二第二項第三号、第十五号及び第十七号並びに新加工規則第七条の九第二項第三号、第十六号及び第十八号並びに同条第四項第三号並びに新実用炉規則第十五条の二第二項第十四号、第十九号及び第二十一号並びに新研究炉規則第三十五条第二項第三号、第十四号、第十九号及び第二十一号並び



| 欄 第一   | 法第四十三 使用済燃料の貯蔵 第四十一                  | 法第五十一 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第一項 第二十二  | 法第五十二条 核燃料物質による事業に関する規則 第二十三 | 法第五十三条 第二項 第二十二条の二 第二項 第二十二条の三 第二条の三 第二項 第二十九条 第二項 第二号 | 法第五十四条 第二項 第二十九条 第二項 第二号 |
|--|--------------------------------------|--|------------------------------|--|--------------------------|
| 欄 第二   | 第一条 第一項 第二項 第二号                      | 第二項 第二項 第二号  | 第三項 第二項 第二号                  | 第四項 第二項 第二号  | 第五項 第二項 第二号              |
| 欄 第三   | （特定核燃料物質の防護のために必要な連絡に関する措置等に関する経過措置） |  |                              |  |                          |
| （同条に規定する業務上知り得る者をいう。）の指定を受けようとする者に関する措置についていは、当該申請に係る認可又は認可の拒否の処分があるまでの間は、同表の第四欄の規定は適用しない。 | （特定核燃料物質の防護のために必要な連絡に関する措置等に関する経過措置） | 第三条 この規則の施行の際現に次の表の第一欄に掲げる規定による核物質防護規定の認可を受けている者は、公布の日から起算して六月を経過するまでに、それぞれこの規則による改正後の同表の第二欄に掲げる規則の同表の第三欄に掲げる規定に掲げる事項について、核物質防護規定の変更の認可を申請しなければならない。この場合において、当該期間内に当該申請がされたときは、特定核燃料物質の防護のために必要な連絡に関する措置（火災等により見張人の詰所が使用できない場合に備えた措置（法第十四条の二第一項又は第五十七条の二第一項の規定による認可を受けている者に係るもの）を除く。）及び証明書等の発行（次条に規定する証明書等の発行をいう。）又は業務上知り得る者（同条に規定する業務上知り得る者をいう。）の指定を受けようとする者に関する措置についていは、当該申請に係る認可又は認可の拒否の処分があるまでの間は、同表の第四欄の規定は適用しない。 | 第一条 第一項 第二項 第二号              | 第二項 第二項 第二号  | 第三項 第二項 第二号              |
| （同条に規定する業務上知り得る者をいう。）の指定を受けようとする者に関する措置についていは、当該申請に係る認可又は認可の拒否の処分があるまでの間は、同表の第四欄の規定は適用しない。 | （特定核燃料物質の防護のために必要な連絡に関する措置等に関する経過措置） | 第三条 この規則の施行の際現に次の表の第一欄に掲げる規定による核物質防護規定の認可を受けている者は、公布の日から起算して六月を経過するまでに、それぞれこの規則による改正後の同表の第二欄に掲げる規則の同表の第三欄に掲げる規定に掲げる事項について、核物質防護規定の変更の認可を申請しなければならない。この場合において、当該期間内に当該申請がされたときは、特定核燃料物質の防護のために必要な連絡に関する措置（火災等により見張人の詰所が使用できない場合に備えた措置（法第十四条の二第一項又は第五十七条の二第一項の規定による認可を受けている者に係るもの）を除く。）及び証明書等の発行（次条に規定する証明書等の発行をいう。）又は業務上知り得る者（同条に規定する業務上知り得る者をいう。）の指定を受けようとする者に関する措置についていは、当該申請に係る認可又は認可の拒否の処分があるまでの間は、同表の第四欄の規定は適用しない。 | 第一条 第一項 第二項 第二号              | 第二項 第二項 第二号  | 第三項 第二項 第二号              |

**第三条** この規則の施行の際現に設置されている  
代金計上用箇所等を右記設、日云第日一三(き)の三

**第一条** この規則は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律第三条の規定の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。

附 則（令和二年三月一七日原子力規制委員会規則第一二号）抄  
(施行期日)

この規則は、令和元年九月十四日から施行する。  
**委員会規則第四号**

施行する。  
附則（令和元年九月一三日原子力規制

**附 則**（令和元年七月一日原子力規制委員会規則第三号）抄  
この規則は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

この規則は、令和元年七月一日から施行する。

附 則（令和元年六月二八日原子力規制委員会規則第二号）

核燃料物質又は核第六十二第六十二第六十二第六十二  
燃料物質によつて条第二項条第二項条第二項条第二項  
汚染された物の第第五号イ第二十二第二十三  
一重巻棄物リ設の号

|    |         |       |
|----|---------|-------|
| 規則 | の事業に関する | 条第一項  |
|    | 第五号イ    | 第二十三項 |
| 号  | 第二项     | 第二十四項 |
| 号  | 第二项     | 第二十五項 |
| 号  | 第二项     | 第二十六項 |

|                       |                            |
|-----------------------|----------------------------|
| 汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則 | 二項 第五项<br>二項 第二项<br>二項 第一項 |
| 使用済燃料の貯蔵 第三十六         | 号イ<br>十二号<br>十三号           |
| 第三十六                  |                            |
| 第三十六                  |                            |

基準に関する規則（昭和六十一年総理府令第十一号）の規定に係るものに限る。）に合格しているもの（第三項において「新規制基準適合試験研究用等原子炉施設」という。）について、この規則の施行後最初に行うべき新法第二十九条第一項の検査は、直近の施設定期検査が終了した日以降十二月を超えない時期（施行日の前日において施設定期検査を受けている場合については、施行日から十二月を超えない時期）に行うものとする。

この規則の施行の際現に設置されている試験研究用等原子炉施設であつて、旧法第四十三条の三の二第二項の廃止措置計画の認可を受けているものについて、この規則の施行後最初に行うべき新法第二十九条第一項の検査は、施行日から十二月を超えない時期に行うものとする。

施行日の前日において施設定期検査を受けているものについて、この規則の施行後最初に行うべき新法第二十九条第一項の検査は、施行日から十二月を超えない時期に行うものとする。

第一条 施行日の前日において旧法第十六条の五、第四十六条の二の三又は第五十一条の十の施設定期検査を受けている加工施設、再処理施設又は廃棄物管理施設について、この規則の施行最初に行うべき新法第十六条の五第一項、第四十六条の二の二第一項又は第五十一条の十第一項の検査は、施行後直ちに行うものとする。

第五条 この規則の施行の際現に設置されている発電用原子炉施設（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）、第八条第四項において「令」という。）第一条に規定する研究開発段階発電用原子炉（以下単に「研究開発段階発電用原子炉」という。）に係るものに限る。）で、あつて、旧法第四十三条の三の三十四第二項の廃止措置計画の認可を受けているものについて、この規則の施行後最初に行うべき新法第四十三条の三の十六第一項の検査は、直近の施設定期検査（旧法第四十三条の三の十五の施設定期検査をいう。）が終了した日以降十三月を超えない時期に行うものとする。

第八条 この規則の施行の際現に加工施設若しくは使用済燃料貯蔵施設の設置の工事に着手している者又は旧法第二十二条第一項、第三十七条

第一項、第四十三条の三の二十四第一項（研究開発段階発電用原子炉に係るものに限る。）第

五十条第一項、第五十一条の十八第一項若しくは第五十七条第一項の規定により保安規定の認可を受けている者は、令和二年九月三十日までに新法第二十二条第一項、第三十七条第一項、第四十三条の三の二十四第一項、第四十三条の二十一第一項、第五十条第一項、第五十一条の十八第一項又は第五十七条第一項に規定する保安規定の認可又は変更の認可を申請しなければならない。

前項の規定による保安規定の認可又は変更の認可を申請した者が講ずる保安のために必要な措置については、当該申請に係る認可又は認可の拒否の処分のあった日までの間は、新加工規則第七条の二から第七条の人まで、新試験炉規則第六条の三から第十四条の二まで、新研究炉規則第六十四条から第八十五条まで、新貯蔵規則第二十八条から第三十五条の二まで、新再処理規則第八条の三から第十六条まで、新二種埋設規則第十三条の三から第十九条の二まで、新廃棄物管理規則第二十六条の三から第三十三条の二まで又は新核燃料物質使用規則第二条の十一の三から第二条の十一の十二までの規定にかかわらず、なお従前の例による。

第十六条 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。（定義）

一 旧法 原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律第三条の規定による改正前の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律をいう。

二 新法 原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律第三条の規定による改正後の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律をい

（施行期日）  
第一条 この規則は、公布の日から施行する。  
(経過措置)

第二条 この規則の施行前にこの規則による改正前の試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則第十六条の十四各号、核燃料物質の使用等に関する規則第六条の十各号、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則第七条の七各号、核燃料物質の加工の事業に関する規則第九条の十六各号、核原料物質の事業に関する規則第五条の二各号、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第二十五条各号、各号、使用済燃料の再処理の事業に関する規則第十九条の十六各号、核燃料物質等の工場又は事業所の外における廃棄に関する規則第五条の二各号、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第二十五条各号、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第一百三十四条各号、船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則第三十五条各号、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則第二十二条の十七条各号、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則第三十五条の十六各号、使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則第四十三条の十三各号、研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第一百二十九条各号並びに核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則第八十九条各号のいずれかに該当したときにおける報告については、なお従前の例による。

附 則（令和六年三月七日原子力規制委員会規則第一号）

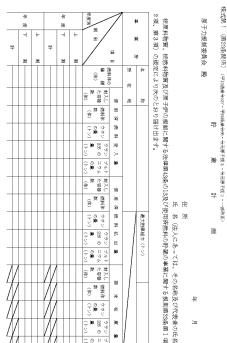
この規則は、公布の日から施行する。

三から十九まで 略

二十 新貯蔵規則 この規則による改正後の使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則をいう。

二十一 施行日 この規則の施行の日をいう。  
附 則（令和四年三月三〇日原子力規制委員会規則第二号）

様式第1（第23条関係）



様式第2（第48条関係）

|           | 比<br>較<br>基<br>準<br>化<br>前 | 比<br>較<br>基<br>準<br>化<br>後 |
|-----------|----------------------------|----------------------------|
| 1. ランク付点数 | 100                        | 100                        |
| 2. ランク付点数 | 100                        | 100                        |
| 合計        | 200                        | 200                        |

| 被験者 |       | 被験者 分年 (人) |        |
|-----|-------|------------|--------|
| 性別  | 年齢    | 被験者 (人)    | 年齢 (歳) |
| 男   | 20歳未満 | 10         | 10     |
| 女   | 20歳未満 | 10         | 10     |
| 男   | 21歳以上 | 10         | 21     |
| 女   | 21歳以上 | 10         | 21     |
| 合計  |       | 40         |        |
| 被験者 |       | 被験者 分年 (人) |        |
| 性別  | 年齢    | 被験者 (人)    | 年齢 (歳) |
| 男   | 20歳未満 | 10         | 10     |
| 女   | 20歳未満 | 10         | 10     |
| 男   | 21歳以上 | 10         | 21     |
| 女   | 21歳以上 | 10         | 21     |
| 合計  |       | 40         |        |
| 被験者 |       | 被験者 分年 (人) |        |
| 性別  | 年齢    | 被験者 (人)    | 年齢 (歳) |
| 男   | 20歳未満 | 10         | 10     |
| 女   | 20歳未満 | 10         | 10     |
| 男   | 21歳以上 | 10         | 21     |
| 女   | 21歳以上 | 10         | 21     |
| 合計  |       | 40         |        |

